

### 1. 改正の概要

- ・「財産債務明細書」が「財産債務調書」に名称が変わるとともに、提出基準及び様式が変更されます。
- ・財産債務調書の提出の有無により、所得税または相続税の過少申告加算税等を加減算する特例が創設される予定です。

内容	改正前	改正案
名称	財産債務明細書	財産債務調書
提出基準	その年分の所得金額が2千万円超であること	「その年分の所得金額が2千万円超であること」に加え、 「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること または、その年の12月31日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」
様式(記載事項)	財産の種類、数量及び価額	財産の種類、数量及び価額 のほか 国外財産調書の記載事項と同様の事項 (EX: 財産の所在、有価証券の銘柄等)
過少申告加算税等の特例	なし	所得税または相続税の過少申告加算税等に加減算する措置が創設される予定

○平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用される。

### 2. 実務上の留意点

- ・様式が変更されることに伴い、事務負担が増す可能性がある。

### 3. 今後の注目点

- ・財産債務調書の提出の有無による過少申告加算税等への影響がどの程度か、法令等の確認をする必要がある。

## 1. 改正の概要

・税務調査の再調査ができる場合が見直されます。

内容	改正前	改正案
前回調査が実地調査	「新たに得られた情報」がある場合に再調査可能	同左
前回調査が実地調査以外の調査	「新たに得られた情報」がある場合に再調査可能	「新たに得られた情報」がない場合でも再調査可能

○再調査の前提となる前回調査が平成27年4月1日以後に開始され、その前回調査後に行う再調査について適用される。

## 2. 実務上の留意点

- ・実地調査が行われた後に再調査が行われるのは、今までどおり「新たに得られた情報」がある場合のみである。
- ・実地調査が行われなかった場合には、その後に「新たに得られた情報」がない場合でも再調査として実地調査が行われる可能性がある。

## 3. 今後の注目点

- ・実地調査以外の調査の後に「新たに得られた情報」がない場合でも再調査として実地調査を行う場合とは、どのようなケースが想定され、その場合の調査手続きの実施方法について確認が必要である。

## 1. 改正の概要

- ・銀行等に対し、個人番号及び法人番号(以下「マイナンバー」)による預貯金情報管理が義務付けられます。
- ・預金保険機構や地方自治体等※が、マイナンバーの付された預金情報の提供を、銀行等に求めることができるようになります。

※税務署は現行法においても照会可能

### 【改正後の運用イメージ】

行政機関等  
税務署  
地方自治体・年金事務所等  
預金保険機構

【一括法案で改正予定 ※1】  
新たに預金保険機構が個人番号利用実務実施者となる。

【一括法案で改正予定 ※1】  
マイナンバーを付した預金情報の照会が可能となる。

#### ≪利用目的(案)≫

税務分野	・国税、地方税の税務調査での利用
社会保障分野	・社会保障制度の資力調査
その他	・預金保険などでの名寄せ 等

(※)税務調査で利用できる旨は規定済み

【銀行等】

【本大綱で改正予定 ※2】  
預貯金情報を、マイナンバーにより管理する義務が課される。

番号告知

【預貯金者】

ただし、当面は告知義務は課されない。

※1 平成27年通常国会に内閣官房が関係の法律改正を一括法案として提出予定

※2 一括法案に規定される施行日から適用(現段階では平成30年1月を予定)

## 2. 今後の注目点

- ・内閣官房が平成27年春に提出を予定している一括法案の内容。
- ・付番開始後3年(平成33年1月)を目途に、付番状況等を踏まえて、必要と認められるときは、更なる付番促進策が検討される。

**【参考】マイナンバー制度の概要**

■ マイナンバー制度導入の目的

マイナンバー制度とは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するための社会基盤制度です。

行政の効率化	国民の利便性の向上	公平・公正な社会の実現
各行政機関における業務の連携が進み、作業の重複等の無駄が削減されます。	行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受けとることができます。	所得や行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、不当な負担回避、不正受給が防止され、本当に困っている方にきめ細やかな支援ができます。

■ マイナンバー制度の利用範囲

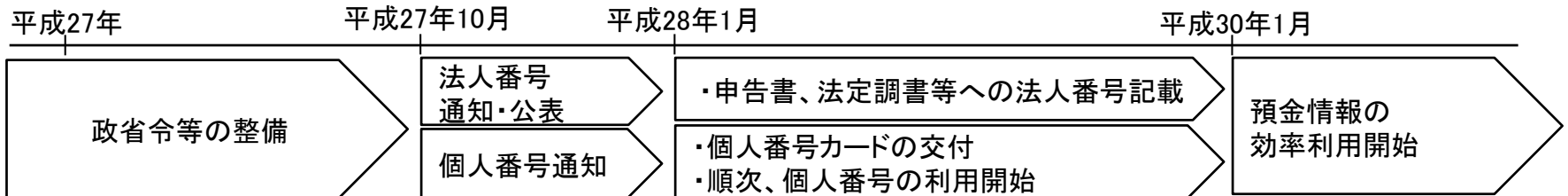
マイナンバーの利用対象分野は社会保障、税、災害対策の3分野に限定されています。

社会保障	税	災害対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>年金の資格取得や確認、給付</li> <li>雇用保険の資格取得や確認、給付</li> <li>医療保険の保険料徴収</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 ※</li> <li>税務当局の内部事務</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援金の支給</li> <li>被災者台帳の作成事務</li> </ul> など

※税務関係書類への番号記載時期(平成28年1月の番号利用開始を前提とした場合)

- ・ 納税申告書(所得税は平成28年分の申告書から、法人税は平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から)
- ・ 法定調書(平成28年1月以降に生じる金銭の支払等が行われるものから)
- ・ 申請書等(平成28年1月以降に提出するものから)

■ マイナンバー制度導入のスケジュール(予定)



### 1. 改正の概要

- ・ 社会保障・税番号制度(「マイナンバー制度」)の施行により、以下の特例を適用する際に、申告書に住民票の写しの添付が不要となります。

住民票の写しの添付が不要となる特例	
所得税	相続税・贈与税
① 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例	① 贈与税の配偶者控除
② 居住用財産の譲渡所得の特別控除	② 相続時精算課税制度の選択
③ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例	③ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
④ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	④ 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置
⑤ 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例	⑤ 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例
⑥ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等	⑥ 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置
⑦ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等	固定資産税
⑧ 既存住宅の耐震改修した場合の所得税額の特別控除	① バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置
⑨ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除	② 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置
⑩ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除	

- 所得税 政令で定める日(平成28年1月を予定)の属する年分以後の所得税について適用される。
- 相続税・贈与税 政令で定める日(平成28年1月を予定)以後の相続・遺贈・贈与について適用される。
- 固定資産税 政令で定める日(平成28年1月を予定)以後に提出される申告書について適用される。

### 2. 今後の注目点

- ・ マイナンバーは、平成27年10月以降に通知が行われ、平成28年1月以降に利用が開始される予定。
- ・ 実施時期については、最終的に政令を確認する必要がある。

### 1. 改正の概要

- ・スキャナ保存の対象となる契約書・領収書等の金額基準が廃止されます。
- ・スキャナ保存の際に必要なとされていた電子署名が不要になるなど、スキャナ保存に関する要件が緩和されます。

内容	改正前	改正案
スキャナ保存対象の契約書・領収書等	記載金額が3万円未満の契約書・領収書等のみ	すべての契約書・領収書等 (注)ただし、適正事務処理要件(※1)の遵守を条件とする。
電子署名等	電子署名及びタイムスタンプ(※2)が必要	電子署名を不要とし、タイムスタンプのみとする。
スキャナ保存に関する要件の一部改正	スキャナ保存を行うすべての税務関係書類(※3)について ・大きさに関する情報の保存が必要 ・カラー保存が必要	スキャナ保存を行う税務関係書類のうち契約書・領収書等以外の書類について ・大きさに関する情報の保存は不要 ・白黒保存が可能

- ※1 適正事務処理要件：相互けん制、定期的なチェック及び再発防止策を社内規程等において整備するとともに、これに基づいて事務処理を実施していること。  
 ※2 タイムスタンプ：(財)日本データ通信協会が定める基準を満たすものとして認定された時刻認証業務によって付与され、その有効性が証明されるもの。  
 ※3 税務関係書類：電子帳簿保存法に規定する国税関係書類及び地方税法に規定する地方税関係書類(自己がパソコン等にて作成したもの又は相手方が発行したもので一定のものを除く)

○平成27年9月30日以後に行う承認申請について適用される。

### 2. 実務上の留意点

- ・適正事務処理要件の具体的な内容によっては、事務負担が増加する可能性がある。

### 3. 今後の注目点

- ・本改正前にスキャナ保存の承認を受けている場合、本改正の適用を受けるにあたって、適用開始日(平成27年9月30日)以後に再度スキャナ保存の承認を受ける必要があるか否かを、今後法令等により確認する必要がある。